

REEL No. A-0217

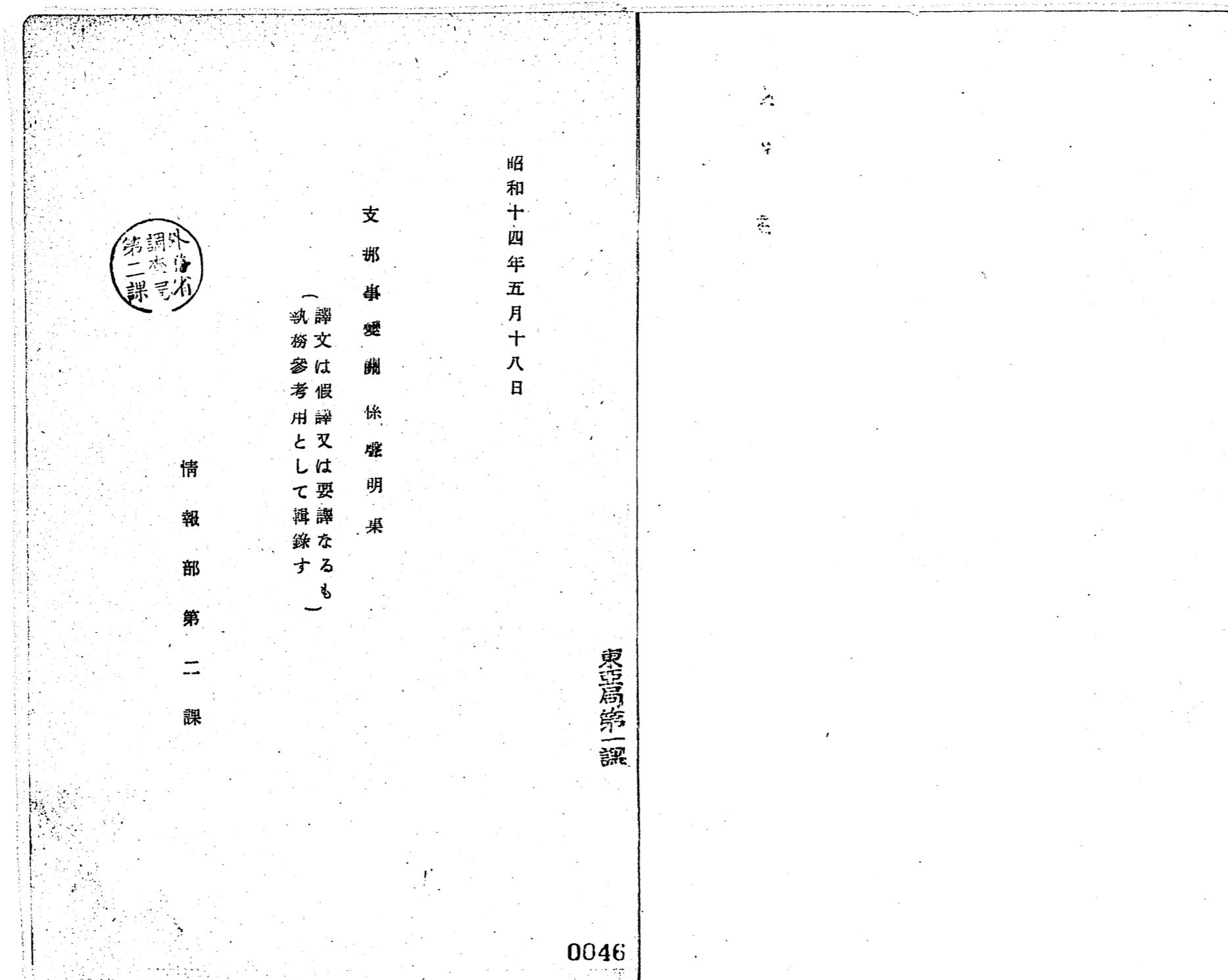
0379

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0217

0300

アジア歴史資料センター



0047

帝國政府
目次

- 一、帝國政府第一次聲明、
二、帝國政府第二次聲明、
三、廣田外務大臣聲明、
四、外務省聲明（對國際聯盟、米國）
五、九國條約國會議不參加に關する帝國政府聲明、
六、帝國政府聲明（國民政府を對手とせず）
七、獨逸國政府を仲介とする日支和平交渉に
關する外務當局談、
八、日支和平交涉說に對する情報部長談、
九、駐日支那大使館引揚に關する情報部長談、
一〇、王龍惠の和平論に關する情報部長談、
一一、聯盟規約第十六條適用に關する情報部長談、

REEL No. A-0217

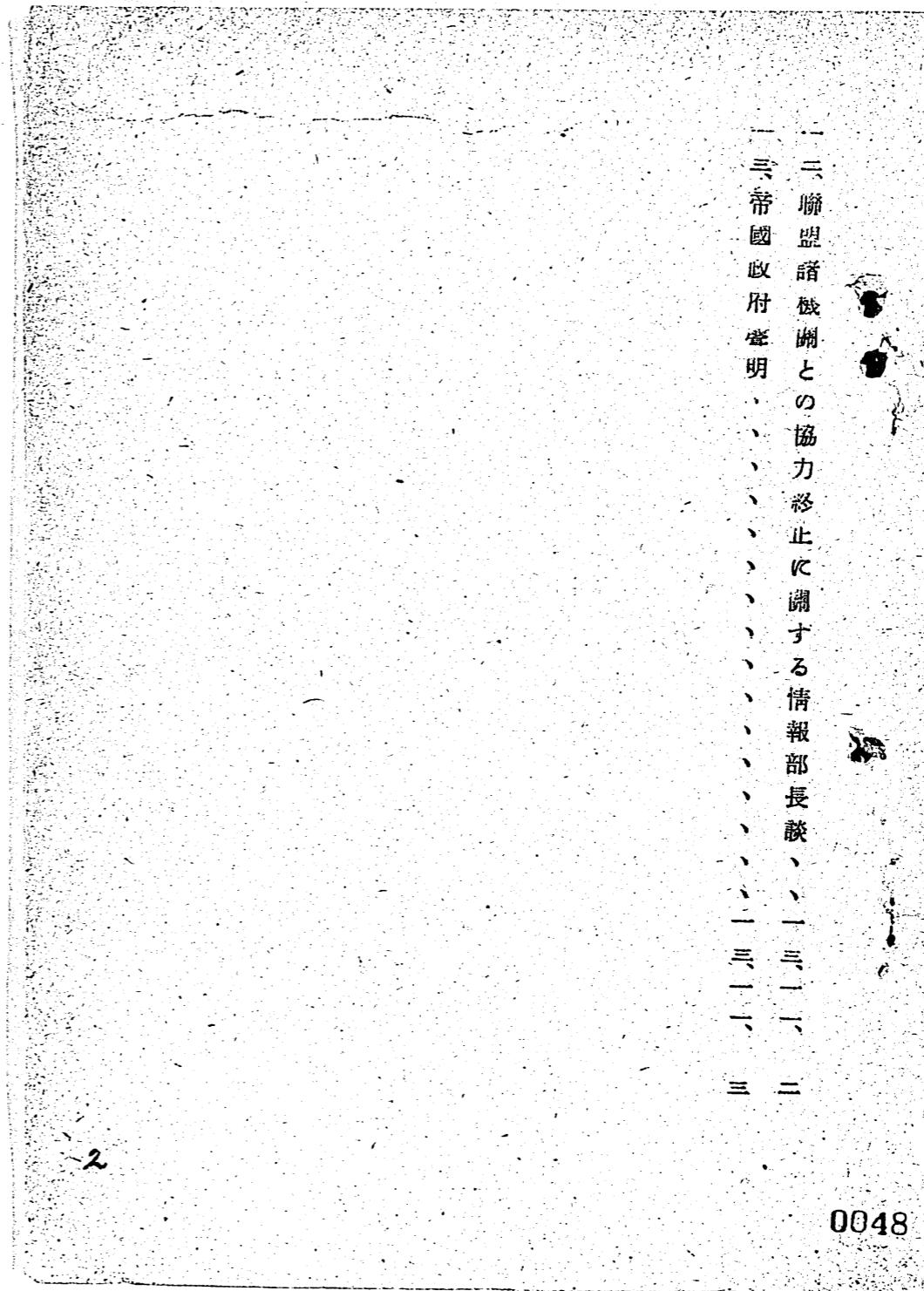
0301

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0217

0302

アジア歴史資料センター



中華民國聯合委員會
一、中華民國政府聯合委員會成立宣言、一三一、一三二、一九二二
二、中華民國政府聯合委員會第二次宣言、一三一、一三二、一九二二
三、中華民國政府聯合委員會第三次宣言、一三一、一三二、一九二四
四、中華民國政府聯合委員會第四次宣言、一三一、一三二、一九二四
五、中華民國政府聯合委員會聲明、一三一、一三二、一九二四

中華民國臨時政府

六、中華民國臨時政府宣言、一三一、一三二、一九二四
七、海關稅改に關する中華民國臨時政府聲明、一三一、一三二、一九二四
八、帝國政府一月十六日聲明に關聯せる臨時政府聲明、一三一、一三二、一九二七
九、中國聯合準備銀行開業に關する臨時政府聲明、一三一、一三二、一九二七
一〇、黨軍の黃河堤防決壊に關する臨時政府聲明、一三一、一三二、一九二七
一一、中國・交通兩銀行紙幣刀下に關する臨時政府聲明、一三一、一三二、一九二七

3

0050

0049

中華民國維新政府
一、中華民國維新政府成立宣言、一三一、一三二、一九二四
二、維新政府外交部當局談、一三一、一三二、一九二四
三、招商局所有財產運渡問題に關する維新政府の宣言、一三一、一三二、一九二四
四、黨軍の黃河堤防決壊に關する維新政府の通電、一三一、一三二、一九二四
五、中華民國聯合委員會聲明、一三一、一三二、一九二四

蒙疆新政權

一、蒙古哲聶自治政府成立宣言、一三一、一三二、一九二四
二、蒙疆聯合委員會設立宣言、一三一、一三二、一九二四
三、蒙疆聯合委員會設立に關する聲明、一三一、一三二、一九二四
四、蒙疆聯合委員會聲明、一三一、一三二、一九二四
五、防共に關する蒙疆聯合委員會の聲明、一三一、一三二、一九二四
六、蒙疆聯合委員會聲明、一三一、一三二、一九二四

REEL No. A-0217

0383

アジア歴史資料センター

二三、吳佩孚通電

一四、一、二六

國民政府

一、「日軍は約の如く撤兵せず再度蘆溝橋を侵犯す」外交部聲明

二、城山會議に於ける蔣介石の蘆溝橋事件報告

三、廊坊事件に關する外交部聲明

四、汪精衛の「最後の問題」と題する演説（要旨）

五、蔣介石の談話

六、外交部聲明

七、蘇支不可侵條約締結につき外交部聲明

八、中國共產黨の「共に國難に赴かん」との宣言

九、共產黨の宣言に對する蔣介石談話

一〇、帝國政府が十月二十八日九ヶ國會議參加拒絕の聲明を發したるに對し國民政府外交部當局談

0052

5

0051

REEL No. A-0217

0384

アジア歴史資料センター

- 一一、國民政府の遼都宣言
- 一二、林森主席が一月一日重慶てなせる演説
- 一三、國民政府一月十八日聲明
- 一四、孫科の英國に對支援助懇請に關する談話
- 一五、「抗戰一週年紀念に際し全國民に告ぐ」蔣介石放送概要
- 一六、「雙十節に際し全國民に告くるの書」蔣介石
- 一七、「全國民に告くるの書」蔣介石
- 一八、外債利拂停止聲明
- 一九、外債利拂停止聲明
- 二〇、トランス・オーシャン記者になせる談話
- 二一、ルーター記者に對しなせる談話
- 二二、汪清衛第一次聲明
- 二三、汪精衛

REEL No. A-0217

0305

アジア歴史資料センター

一、帝國政府第一次聲明

一一、七、一一

相應く支那側の侮行爲に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中の處從來我と提携して北支の治安に任しありし第二十九軍の七月七日夜牛莊溝橋附近に於ける不法射擊に端を發し該軍と衝突の已むなきに至れり爲に平津方面の情勢逼迫し我在留民は正に危殆に瀕するに至りしも我方は和平解決の望を棄てず事件不擴大の方針に基き局地的解決に努力し一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに不拘突如七月十日夜に至り彼は不法にも更に我を攻撃し再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめても頗る第一線の兵力を増加し更に西苑の部隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に應するの誠意なく遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり以上の事實に鑑み今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日なること最早疑の餘地なし。

思ふに北支治安の維持か帝國及滿洲國にとり緊急の事たるは茲に賛

四、汪精衛第二次聲明、一一、一四、三、二八
五、汪精衛第三次聲明、一一、一四、四、八

0054

7

0053

0055

言を要せざる處にして支那側か不法行爲は勿論排日毎日行爲に對する謝罪を爲し及今後斯かる行爲ならしむる爲の適當なる保障等をなすことは東亞の平和維持上極めて緊要なり。

仍て政府は本日の閣議に於て重大決意を爲し北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。

然れども東亞平和の維持は帝國の常に願念する所なるを以て政府は今後共局而不擴大の爲平和的折衝の望を捨てず支那側の速なる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す又列國權益の保全に就ては固より十分之を考慮せんとするものなり。

二、帝國政府第二次聲明 一二・八・一五

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せること久しきに及へり、然るに南京政府は排日抗日を以て國臉昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚しく、以て帝國に

敵對せんとするの氣運を醸成せり、近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし、今次事變の發端も亦此の如き氣勢か其の爆發點を偶々永定河畔に選ひたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す、更に中南支に於ては支那側の挑戦的行動に起因し帝國臣民の生命財産既に危殆に瀕し我居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呞んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

顧みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且局地的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戦及不法行爲に對しても、我か支那駐屯軍は交通線の確保及我か居留民保護の爲め眞に己むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戦的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず南京政府は我か勸告を聽か

10

0056

9

REEL No. A-0217

0386

アジア歴史資料センター

さるのみならず却て益々我方に對し戰備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて我か支那駐屯軍を脅威し、又漢口、上海その他に於ては兵を集めて愈々挑戦的態度を露骨にし上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に亘る我か居留民の生命財産危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり、然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、これかため支那における排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥事發生の根因をば除すると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的

0058

意圖を有するものにあらず。又支那國民をして抗日に躊躇しめつ
つある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無事の一般大
衆に對しては何等敵意を有するものにあらず且列國權益の尊重に
は最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

三、廣田外務大臣聲明

(於外務大臣官邸外人記者會見)

一二・九・二

先般近衛内閣の組織せらるるに當り、再度外務大臣として入閣し
て以來、是非一度諸君と懇々會議し度いと希望して居た處、今日茲
に親しく膝を交へて歎談する機会を得たことけ、私の甚だ欣快とす
る所である。本日御集りの諸君の大部分とは實に既にお顔馴染の間
柄であり、從て私として今更事新らしく私の抱懷する信念等を説明
する必要もないと考へる。即ち嘗て私が唱導した「萬邦協和」の理
想は今日も猶渝らず私の外交方針として勿忘堅持して居る次第であ
る。

0059

不幸にして日支兩國の間には今や眞に悲むべき事態が發生するに至つた。今次事變の發端經過等は概ね諸君の御承知の通りであるから茲には觸れぬこととする。唯、私は帝國政府か終始一貫、隱忍自重して専ら時局の平和的收拾に最善の努力を傾けた事實を特に強調しがいと想ふのである。藍溝橋事件突發に際して、我政府は最後迄和平解決の希望を放擲せず、支那側か屢々不信行爲を敢てしたるにも拘らず、猶現地協定の履行に依り事態の擴大を防止する爲め、最大限の忍耐を以て考慮したのである。然るに、南京政府は毫も誠意を示さず、現地協定を否認するのみならず、遂々中央軍を北上せしめて我に對し積極的に挑戦すると共に、各地に於て民衆の排日熱を煽り、爲に全支に亘り在留同胞の生命財産も俄に危殆に瀕するに至り、斯くて戰局は逐次擴大せらるるに至つた次第である。此間に處して、我政府か如何に事態不擴大に腐心したかは、不測事端發生を未然に防止し戰禍の波及を阻止する見地より、逸早く漢口其他長江

13

0060

流域在留邦人を引揚け、又引續き南支及山東各地の居留民引揚を斷行したこと、依ても明瞭である。言ふ迄もなく、右の措置は我方として極めて忍ひ難い犠牲を忍ひつつ一大英斷を以て行つたのである尙亦北支事變の急迫に鑑み七月十一日朝鮮派兵に決した際にも、我政府に於ては依然和平解決の一線の望を擧し此の間私かに南京政府の猛省を期待したのである。斯の如く我方は最後迄和平解決に專念し、出來得る限り武力衝突の回避に努力したのであつて、右は上海に關しても全然同様である。外國筋に於ては、恰も我國か支那保安隊の我陸戰隊將兵射殺に激昂し、之を報復の爲に上海に事を構へたるかの如くに解する向がある模様であるか、我を誣ふること蓋し之より甚しきはない。陸戰隊員射殺事件に付ては、其非擧けて支那側に在るに拘らず、我政府は極度の忍耐を以て圓溝現地解決方に努力したのである。畢竟するに、上海の事態は、支那側は昭和七年の停戰協定を既離し、遂に正規軍を協定地域内に進入せしめ保安隊を増

14

REEL No. A-0217

0389

アジア歴史資料センター

0061

強し、我方に不法挑戦し來つたことに起因するのであつて、上海を
戰火の巷とせざる爲には、現に租界の安全を脅威しつゝある支那軍
を交戦距離外に撤退せしめ、軍事施設を撤去せしむることか先決條
件であると固く信するのである。換言すれば、上海に於ける内外人
の生命財産の安全を脅威するものは、衆を頼むて攻勢に出た支那軍
であつて、寡兵を以て租界を死守せる我軍でないことは明白な筈で
ある。而も我政府は同地方の平和維持を切に顧念せるか故に、列國
共同の申出に對し折角好意的考慮を加へつつあつた矢先、支那軍は
俄然我方に猛撃を加へ陸戰隊、重機、練餉車輛のみならず租界内各
所を空爆するに至り我方としても三萬の居留民防護の爲、遂に應戰
するの已むなきに至つた次第である。要するに北支と云ひ上海と云
ひ、何れも支那側の不法なる挑戦に依り事態悪化するに至つたので
あるか、之は何れも、現代支那の指導者が排日政策を以て南京政府
強化の具に供し、即ち外交を内政問題に悪用し、多年に亘り抗日の

0062

風潮を助長せるのみならず、更に進て赤化勢力と勾結し、對日戰備
に次々たりし結果に他ならないのである。最近締結を見た蘇支不可
侵條約は這般の事情を説明して餘りあるものであるか、此意味に於
て「赤化の防壁」を以て自任する帝國は決して晏如たり得ない次第
である。

今や我國多年の懸命なる努力も水泡に歸し、日支兩國は遂に全面的
衝突の危機に直面するに至つた。但し我軍は唯々我正當なる權益を
防衛し、東亞永遠の安全を樹立する爲に戰ひつつあるもので、支那政
府にして速に反省し非を改むるに於ては我政府は直に支那派遣の軍
を收め、進て親善の手を差伸べる用意を有するものである。
尤も我國民としては斯かる不祥事を將來再び繰返すことは到底堪へ
難い所であるから、既に事態が此處迄進展した以上は、根本的解決
を期する見透の付く迄は既定方針に向つて固き決意を以て邁進せんと
するものである。

REEL No. A-0217

0390

アジア歴史資料センター

惟ふに日支兩國は古き誼を有する隣國關係にあり且亦將來永遠に隣

國として親善關係を維持せねばならぬ間柄にある。而して日支間に
共存共榮の理想を實現することは決して難事ではない。然らば兩國
は折なる立場に於て根本的に國交を調整し、日支關係に一新紀元を
創ること必しも不可能ではない。私は此際東洋平和否世界平和の
爲に支那政府の最も深甚なる反省を促して已まぬものである。

第三國の権益に付ては、帝國は充分之を尊重し之を保護に關し出來
る限り細心なる考慮を拂ひつつあるか、一日も速に平靜狀態の回復
を有る様列國に於ても我方と協力せられ苟も戰禍を長引せる虞ある
行爲に出つるか如きことなき様期待する次第である。第三國人にし
て不幸戰火の爲災厄を蒙つた向に對しては何れも同情に堪えないか。
何分事態擴大の責任は支那側にあることを諒承願ひ度い。

最後に現下の状勢に於て、通信報道が國際間の正しき諒解と眞の親
善に寄與する上に於て頗る重要な使命を有する事實に鑑み特に各

位の御援助を懇請する次第である。

四、外務省聲明

一二・一〇・九

國際聯盟は現に帝國か支那に於て執りつつある行動を以て九國條約
及不戰條約違反なりと斷定し米國國務省亦同趣旨の聲明を發したる
か右け今次事變の實體及帝國の眞意を理解せざるより來れるものに
して帝國政府の甚た遺憾とするところなり。

今次事變は條約上明白に認められたる駐兵權に基き合法的に北支に
在りたる帝國軍隊に對する支那軍隊の不法攻撃に端を發したるもの
にして當時蘆溝橋に於て演習に從事したるは極めて小部隊なりしの
みならず當地我支那駐屯軍は平時任務の爲各地に分散配置せられ居
たること、又事變勃發後日本が作戦上の不利を忍びて迄も局地的解
決を計らんことに飽迄努力したことを見れば我軍の行動が何等計
畫的のものに非すして全く自衛の措置に外ならざりしこと明かなり
又上海次て中支各地に事變が擴大するに至りたるは支那側が一九三

0364

0363

17

二年の上海停戦協定を破りて非武装地帯に四萬餘の優勢なる軍隊を入れ三千内外の僅少なる我陸戦隊と婦女子を含む約三萬の租界在留民とを殲滅せんとしたるに起因するものなり而して其の後の軍事行動の發展は偏に支那側に於て帝國の現地解決及時局不擴大の方針を無視し大軍を移動集結して我方に對し全面的に敵對行爲に出てたるか爲我方も已むを得ず軍事的行動を以て之に應したるに基くものに外ならず要するに帝國か今日支那に於て執りつつある行動は支那側の計畫的排撃行動に已むなくせられたる自衛措置にして而して帝國政府か現下の對支行動に依り支那に求めんとするものは前記對日排撃行動の根源を成す排日抗日政策の拋棄と日支兩國の眞摯なる協調に依る東亞平和の具現とに存し何等領土的企圖に出づる次第に非ず從て帝國の對支行動は如何なる現存條約にも違反せず却て赤色勢力に操られ國策として執拗惡性なる排日抗日を實行し武力行使に依り自國内に於ける日本の權益を排除し去らんとして今次事變を招來せ

る支那政府こそ不戰條約の精神に背戻し世界の平和を脅威するものと言ふべきなり。

五、九國條約國會議不參加に關する帝國政府の聲明

一一・一〇・二七

帝國政府は九國條約國會議に關する本月二十日附白耳義國政府の招請に回答するの機會に方り、詳細從來の經緯を敍し、弘く其の所信を中外に闡明せんとす。

一、支那は辛亥革命以來幾多政權の興亡ありたるも其一貫せる對外政策は排外にあり、殊に中國國民黨か國民政府を廣東に樹立し中央政權獲得の手段として大正十三年聯蘇容共政策を探つて以來其の排外政策は一層尖銳露骨と爲り支那民衆の排外思想亦頓に熾烈を加ふるに至れり。之が爲列國にして既得の権益を犠牲に供したるものとの比々皆然らざるなきは今尙世人の記憶に新なる所にして殊に最近十年支那は排外政策の目標を主として帝國に置けり。帝國は

0066

19

0065

八、夙に東亞諸國の親善提携か東亞安寧の権軸なるを確信し銳意之か實現の爲努力し來り、就中隣邦支那か民國革命以來次第に國家意識に目覺め來れるは日支の依存關係を強調ならしむる所以なりとし帝國の歡迎せる所にして、帝國は努めて支那の正當なる國民的要望に副はんとするの政策を探り、或は支那の關稅自主權回復に率先協力し、或は治外法權撤廢に關する支那の要望に對して好意的態度を表明する等、只管日支親善の増進に努力すると供に支那か之に順應し來らんことを待望せり。然るに南京政府は帝國の斯の如き同情ある態度を多とせざるのみならず、却て益々排日の武器を駆し支那に於ける帝國の權益を潰滅せしめんは已まさらんとするの悔を示し、特に最近數年來は排日及抗日を以て國內の統一、南京政權強化の具に供し、軍隊、學校に於ては排日を以て精神教育の根幹と爲し、純眞なる幼少年時代より善隣を仇敵視するの思想を注入するか如き世界に其の類を見ざるの暴舉を敢てし、其の

結果帝國の平和なる通商、經濟上の活動の妨害は固より我居留民の安住をも脅威するに至り、進ては組織的恐怖行爲に迄發展し、單に茲一兩年の例に徵するも、昭和十年十一月の上海に於ける水兵殺害事件より汕頭、成都、北海、漢口、上海に於ける帝國官民の殺害、長沙、油頭に於ける邦人住宅の爆撃等戰慄すべき事件の續發を見たり。深く事態を憂へたる帝國政府は隱忍以て幾度か南京政府の猛省を促したるも其の效なく、折柄客年暮の西安事件生じ茲に國民黨共產黨の妥協成り、共產分子は抗日の旗幟の下に北支並に滿洲國擾亂を企圖するに至り、其の勢の赴くところ遂に本年七月七日蘆溝橋に於ける支那軍の日本軍不法攻撃事件を惹起するに至れり。

二、右事件發生するや帝國政府は之を以て日支間の大戦に立至らしめさらんことを期し、直に事態不擴大局地解決の計を立て、作戦上多大の犠牲を忍んで派兵を見合せ、戰機を逸するを覺悟の上、二

0069

十數日に亘り積極的軍事行動を差控へ、以て慎重處理の手段を盡したるに反し、南京政府は却て梅津何應欽協定を蹂躪して南京政府直屬の大軍を續々北上せしめ、帝國軍隊を脅威すると共に現地支那軍を煽動するの舉に出で、事態は遂に全面的衝突に迄發展するに至れり。蓋し排日を國內統一の具とする南京政府は、最近兩三年日本を目標として國民に對し盛に軍事思想を鼓吹する一方多量の武器輸入、要塞の構築、軍隊の訓練等により急速に軍備を強化したる結果支那軍憲は自負の念に驅られ國民亦自力を過信するに至り、帝國に對して戰を排むの風潮國內に瀰漫し、既に今回の事變前支那の言論機關は日本及日本人を敵國又は敵人と呼んで憚らざりしものにして、一度蘆溝橋に事起るや、南京政府は自ら醸成したる國內情勢に驅られ、帝國の慎重なる態度及局地解決の方針も遂に施すに由なりし次第なり。

事變は斯の如くして擴大せられ北支のみならず中南支各地に於け

23

0070

る帝國臣民は愈々生命の危険に曝さるるに至り遂に多年營々建設せる生活の本據を棄て各地より全面的に引揚くるの已むなきに至れり。他方上海に於ては、南京政府は從來共昭和七年の停戰協定を遵守せず非武裝地帶内に密に堅固なる陣地を構築する等着々準備を整ふる所あり、於茲帝國政府は本年六月特に協定關係國會議の開催を求め、支那側の注意を喚起したるか、支那側は聊かも其の態度を改めず、北支に於ける衝突勃發するや公然停戰協定を蹂躪して正規軍を非武裝地帶に侵入せしめ、遂に八月九日帝國海軍將兵の慘殺を契機として愈々租界攻撃の鋒銳を現し帝國政府が停戰協定關係國とも連絡し、隱忍に隠忍を重ね、作戦上重大なる不利を忍んで、軍事衝突回避の爲最後の瞬間迄多方努力したるにも拘らず支那側は突如租界防備の帝國軍隊及我か在留民に對し空爆砲撃を加へ、寡少なる陸戰隊は固より帝國三萬の居留民虐殺を企圖するに至れるを以て、事變に至りては帝國としても自衛の爲反

24

REEL No. A-0217

0394

アジア歴史資料センター

要するの餘儀なきに至れる次第なり。

以上に依り明なる通り今次事變の根源は南京政府の徹底的排日政策に存し、事態擴大の直接原因は南京政府が梅津何應欽協定を侵犯して中央軍を大舉北上せしめ、又上海に於て停戰協定を蹂躪して兵を租界に進めたるにあり、此に至て遂に帝國は已むなく自衛の爲蹶起し、此の機會に於て東亞百年の平和確立の爲南京政府の反省を求めつゝある次第なり。依て今次事變解決の要諦は南京政府に於て譲然其の非を改め排日政策を拠棄し日支提携の我か國策に協調するにあるのみ。

三、顧るに近年南京政府をして排日に狂奔せしむるに至れる重要な原因の一は、往年滿洲事變に際し、國際聯盟か東亞現實の事態を無視して採擇せる決議に依り支那の排日政策を鼓舞する結果を招來せるにあり。然るに國際聯盟は今又卒然南京政府の提訴を取上げ虚構の報告に依據し深く事變の眞因を究明する所なく、九月二

25

0372

0071

十七日には防備最も嚴重なる南京、廣東の軍事施設爆破を無防備都市の空爆なりと斷定し、帝國を非難するの決議を爲し、更に十月六日の聯盟總會に於て帝國の行動を以て九國條約並に不戰條約違反なりと断定せるのみならず進て公然支那援助の決議を採擇したるか如きは、列國の干渉を導入して帝國を抑へんとする南京政府の奸策を支援する結果と爲り、支那の抗日決意を愈々鼓舞し事態の收拾を益々困難ならしむるものにして、往年の過誤を再び繰返しつつあるものと謂はざるを得ず。

抑も帝國今回の行動が支那側の挑撥に對する自衛手段にして九國條約違反の問題を發生するの餘地なきは明なるのみならず、近時支那に於ける赤化勢力の浸潤、國內情勢の變化等に依り東亞の事態は九國條約成立當時とは著しく異なるものあり。殊に本次招請せられたる九國條約會議參加國の大多數は畢竟前記聯盟の決議に拘束せらるべきに依り、假令帝國政府に於て同會議に參加するも

26

REEL No. A-0217

0395

アジア歴史資料センター

満洲事變の際に於ける聯盟の會議と同様到底公正なる結果を期待し得ず、況や東亞に殆ど利害の關係を有せざる諸國をも加へたる此種の會議は徒に日支兩國の民心を刺戟し、却て事態を益々紛糾せしめ、時局收拾に毫も資する所なかるへきを以て、帝國政府は茲に參加を拒絶せる次第なり。

帝國は今や舉國一致萬難を排して南京政府の反省を求め事態の速なる解決に邁進せんとす。然れども帝國は固より列國との協調を諦念せざるものに非す。只日支の紛争は東亞の安定に共同の責任を負擔する兩國間の直接交渉に依りてのみ之を解決し得べきものにして、要は兩國協和の障礙と爲り常に帝國の權益を脅威しつつある南京政府の排日政策と之と勾結せる赤化勢力とを排除し、以て日支提携に基く東亞恒久の平和を確立するにあり。從て帝國はず那の民衆を敵視し、其の領土を侵略するか如き意圖なきのみならず却て支那國民の物質的精神性の向上を祈念するものにして、外

國の在支權益は飽く迄之を尊重しつゝ列國と共に支那に對する文化的又經濟的協調を期し居る次第なり。故に若し列國にして能く右帝國の眞意を理解し、南京政府の反省を促すに適切なる措置に出づるに於ては茲に初めて今次事變の解決に關し帝國と協調の途を開くことを得へきなり。

0074

27

0073

REEL No. A-0217

0396

アジア歴史資料センター

六、帝國政府聲明 一三・一・一六

帝國政府は南京攻占後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及へり於るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戦を致し内民人塗炭の苦みを察せず外東亞全局の和平を顧みる所なし仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調整して更生支那の建設に協力せんとす元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし

今や東亞和平に対する帝國の責任愈々重し
政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の經營を尊望して止
ます

七、獨逸國政府を仲介とする日支和平交渉に關する
外務當局談

一三・一・一九

國民政府が誠意を以て事件解決の希望を申出て来るならば之を拒むものにあらずとの政府の方針は豫て在京關係國大使に説明して置いた處であるが客年初冬在京獨逸大使より國民政府に於ては帝國と媾和の希望あり獨逸國政府に於ては日支兩國間に直接交渉の商度しなすへき旨の好意的申出があつた帝國政府に於ては前記方針に鑑み其の好意を享け在京獨逸大使を通じ今次事變の解決に當り東亞永遠の平和確立上日本側に於て絶対必要と認める公正な條件を提示し國民政府に最後の反者の機會を與へたのであるか同政府は我方の尊容と獨逸政府の好意とを無視し遂に何等诚意ある回答をなし來らざりし馬帝國政府に於ても遂に一月十六日聲明の通爾後同政府を對手とせず獨自の立場に於て事變に對處するの已むを得ざるに至つた次第

39

0076

29

0075

てあるか御迷惑政府の好意的斡旋並に在支及在京御迷惑大使の多大の盡力は帝國政府の深く感謝して居る所である。

八、日支和平交渉說に對する情報部長談

一三、四、一三

最近路透及タス通信は盛に日本政府が英國政府に對し日支間の調停を依頼した旨を報道し、日本の支配階級は最近事態を憂慮し停戦を眞面目に希望するに至つたものらしいと理由まで附してまことしかに報道してゐるが帝國政府の方針は本年初頭政府の聲明せる如く國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し以て新支那の建設に協力するにある。

今や中華民國臨時政府及中華民國維新政府共に健全なる發展を遂げつつあり帝國の希望する新支那の建設將に軌道に乗りつつある際何を好んで日支兩國の調停を第三國に依頼するの要ありや。

路透及タスの報道の如きは何等か爲にせんとする徒輩の掲げた下手なバロン・デッセイに過ぎぬ。

0078

91

0077

REEL No. A-0217

0398

アジア歴史資料センター

九、駐日支那大使館引揚に關する情報部長談

一三、六、七

帝國政府か去る一月十六日國民政府を對手とせずとの聲明を發した後に於ても政府當局の在京支那外交機關、領事機關及び在留華僑に對する取扱は極めて寬大て殊に在京支那大使館員に對しては暗號電報の受理、租界の免除、議會傍聴等他の諸外國の大公使館員と同様の特殊榮譽を認め又財產建物に付ても我方官憲に於て充分の保護を加へて居るのである。

現下の事變に拘はらず漢口政權に屬する外交機關か斯の如き寛大なる取扱を文けつつあることは蓋し國際法上に於ても類例なき所であらう。

然るに最近の情報に依れば漢口政府は近く在京支那大使館を閉鎖することに決定せりとのことである其の理由か都邊にあるかは知らないか右は漢口政府の任意の措置であつて日本政府の關知する所でない

尙引揚後の同大使館の建物に付ては我方官憲に於て充分の保護を加ふべきことは勿論の次第である

34

0080

33

0079

REEL No. A-0217

0393

アジア歴史資料センター

十、王龍惠の和平論に關する情報部長談

一三、六、二二

二十二日香港及上海發同盟に依れば支那外交部長王龍惠君は二十一日獨逸人記者と會見し「外務省スポーツマンは「日本は蔣介石政權の合法性を否認するものではない」と言明したか右は明に日本か蔣介石政權の不承認を押切る意図のないこと即ち日本政府が平和的解決の可能を考へてゐることを物語るものなる」旨陳述した述べてある。か自分は六月八日外人記者の質問に應へ一月十六日の帝國政府聲明は將政權を和平交渉の對手とせざることを意味するものと説明せる。ことに止り政權の合法性在云々に觸れたことはない。王龍惠君が日本の平和的解決を希望し都合よく之を利用せんとする衷情は察するに難くはないか將政權を對手とせすとの帝國政府の方針は依然之を堅持するものなることを指摘して置かう。

十一、聯盟規約第十六條適用に關する情報部長談

「三一、一〇、三

帝國政府は今次事變發生以來聯盟規約の豫見するか如き手續を以てしては其の公正安當なる解決を期待し得ないとの見解を探り義に規約第十七條第一項に依る理事會の招請を拒絶したか去る三十日理事會は第十七條第三項に依り聯盟國は日本に對し規約第十六條を個別的に適用し得との報告を採擧した第十七條第三項の適用に依り聯盟は茲に日支間に戰爭狀態の存在を認定する結果となるのであるか右は在支權益の尊重問題に關聯し日支間に戰爭狀態の存在せることを辭柄とする列國の態度と矛盾するものであつて帝國政府の重視する所である又前記理事會の決定に從ひ帝國に對し對抗措置を講するの決意あり帝國は聯盟脫退後も世界平和に寄與する見地から聯盟の平和的社會的技術的分野に於ける事業に協力して來たか是等の分野に於ける協力機關に於ても今次事變發生後は其本然の任務を逸脱して政

0082

0381

政治的論議を試み事毎に支那に於ける帝國の行動を誹謗するの態度に出で遺憾とする所渺からざりしか今や理事會は對日制裁適用に關する報告を探擇し日本と聯盟の對立關係は明となつた事茲に至つては從來帝國か聯盟に對し執り來つた方針は是を維持すること困難となるを得ない

帝國は聯盟か一部の國の策動に誤られ今回の如き決定をしたことは聯盟の爲寧ろ惜しむ處てある只今後聯盟各國は理事會採擇の報告の實行性及其齟すへき結果に付深く考慮を加へ慎重なる態度を取らん事を一重に希望する

十二、聯盟諸機關との協力終止に關する情報部長談

一三、一一、二

一、昨年支那事變發生し九月十二日支那側か之を聯盟に提訴して以來總會及理事會は帝國の對支行動を九國條約及不戰條約違反と認定し支那に對する精神的援助を約すると共に聯盟國に對し個別的に對支援助を勵奨し又我軍の無防備都市空爆や毒瓦斯使用を云々し帝國を非議する諸決議を探擇したが今秋の理事會は更に支那側の要求を容れ規約第十七條を支那事變に適用し遂に九月三十日同條第三項に依り各聯盟國は帝國に對し規約十六條所定の制裁措置を個別的に執り得との報告を探擇するに至つた。

抑最近聯盟の活動を見るに其の創立時代の理想と離れ少數列國暗躍の溫床となつたことは明瞭で且今回自己の無力に目を蔽ひ帝國に對し聯盟創立以來最初の非聯盟國に對する制裁條項の適用を敢てするに至つたことは正に帝國に對する不當干渉たるのみならず

0084

41

0083

又惡意ある策動と認めざるを得ない。斯の如き聯盟の實體並に對日態度に鑑み政府は茲に聯盟諸機關との現存協力關係を終止する方針を決定し今回御裁可を經て二日附其の旨天羽國際會議帝國事務局長より聯盟事務總長へ通達せしめた。

一、昭和八年三月帝國か聯盟脫退の通告をなせる際漫しくも 御詔書を済發せられ帝國の擣ふ所を御指示あり、爾來政府は聖旨を奉體し聯盟離脱後も聯盟の平和人道的諸事業に參加して來たのであるが不幸今回之聯盟決議の結果帝國は向後之等の協力を終止することと爲つた。然し之は聯盟なる機關を通し行はるる國際事業に対する參加が終止されたことを意味するに過ぎないので前顯 御詔書の叡旨は炳として存し帝國政府は之を奉體して平和各般の企圖は向後亦協力して渝るなく尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するに努むるてあらう。

十三、帝國政府聲明 一三、十一、三

今や、陛下の仰稜威に依り、帝國陸海軍は、早く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を戡定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これか潰滅を見るまで、帝國は斷して矛を收むることなし。

帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すへき新秩序の建設に在り。今次征軒究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現をするにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國か支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民か能く我か眞意を理解し、以て帝國の協力

に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人の構成を改善して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては取て之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信して疑はず。就中、盟朋諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我か肇國の精神に淵源し、これを完成するは、堯代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるへからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

一、中華民國政府聯合委員會成立宣言

一三・九・二二

國民黨政權を専らにし輕々しく戰端を開きてより兵の敗退潰滅枚舉に遑なしこの時に當り臨時維新兩政府は時勢の要求に應し何れも戰禍を緩和し國交を恢復し中國垂死の難民を救ひ以て東亞百年の大計を樹立せんとするの目的を以て相前後して成立せり。爾來數ヶ月審議に事態の推移を見るに兩政府の分離狀態を以て重要な政務遂行商議を重ね今日遂に中華民國政府聯合委員會を組織し教國の精神に基き協力一致して以て反共の實を擧げんとするに決定せり。其の責務の任重且大なりと云ふへし、本會を組織せる兩政府は素より審つてこの目的達成に努力すべしと雖も望むらくに朝野の諸賢も深く民衆の如き難苦を明察し本會に參加協力して以て國脈の保全に力め一般民衆又

46

0088

45

0087

0389

國民黨政府の宣傳を誤信し之に盲従することなく速かに迷夢より覺め安危利害の別を明かにして以て其の福利を享受するの道に進むへし、今や共産黨は中國の危機に乘し統一の爲には聯共によらざるへからずと偽り、先づ國民黨政府内部の蠶食を試み將に中華全土を赤化せんとしつつある事、遍く世人の知るところとなれり然かるに蒋介石は頑迷にして悟らず容共を以て飲酙止渴の策となし、徒黨を率ひて無爲の宣傳に狂奔し敢へて立國の道を構せず、専ら外國人を煽惑し、國內有識者に對しては或は脅迫により或ひは食はすに利を以てし之を陷罪に導き、遂に山曲の險を恃して戰禍を延長せしめ以て今日の局面を釀成せり、我か兩政府同人及び聯合委員會は斯くの如き悲慘なる國家の犠牲と國民の無窮の悲痛とを坐視するに忍ひず敢へて抱負を掲げ今日實行に移さんとす若し夫れ中國にして反共の實を擧けんか國事必ず安定すへし、國事安定せば即ち東亞の平和立ちとぞろに實現し、東洋の平和實現せば即ち世界は擧げてその利福を

47

0390

享受するに至るへし、聯合委員會成立の意義實に茲に存す、世界有識人士克くこの誠をくみ、その意を達し協力を惜しまされば即ち從來友誼關係に在るものは素より皆兄弟朋友たり、之に反して陰に蔭を掛け共産黨と相通し表に傍観を裝ひて國內同胞の水深火熱の苦痛を助長し以て漁夫の利を收めんとするものあらんか吾人之と陸義を厚ふせんとするも能はざるなり、惟ふに我か誠意のあるところ必ず全福の支持を受くへしと信す、之實に中國全部の興亡禍福の岐れるところなり

謹んで茲に中外に向つて宣言す

中華民國二十七年九月二十二日

中華民國聯合委員會

48

REEL No. A-0217

0404

アジア歴史資料センター

二、中華民國政府聯合委員會第二次宣言

一三、一一、四

我か中華民國は從來禮儀文物の邦地させられ有史以來未だ曾つて邪
說の横行今日の如く甚しきを聞かす、蔣介石政權を把持してより兵
權を私し、己れの欲せざるものをお撃し、其の虐政筆紙に盡し難し、
西安に監禁せらるや自己の生命身體の保全を急き共黨と勾結し國家
の大本を棄り、暴虐戰を挑み遂に中華の國土を水深火熱の禍に陥れ
近くは廣東、漢口又相次いてこれを喪ふ、頗れば爾來一年有半、長
江、黃河、珠江の流域は民家灰燼に歸し農產水に没す、これ悉く焦
土政策の犠牲なり、彼蔣介石は自らその首を刎ねて天下に謝するも
尙以てその罪を償ふに足らず而もなほ大言壯語して恥を知らず、悔
悟の色無く今まほ抗戰を續け以て旦夕の命を永へんこす、民衆の生
命財産を犠牲となすこれより甚しきは無し、斯くの如く頑迷にして
覺らされは、幸にして戰禍を免れ僅かに殘存する西北、西南の數省

も、睡を接して渦中に入り戦火の禍を被り、まさに人類無からんこ
す、

本會は一髮千鈞の責任を負ひ、謹んで我か父老兄弟に對し誠意を披
瀝して所信を開陳す、正と邪とは二つながら存し難く反共にあらさ
れは國を救ふ能はず、倒蔣にあらざれば共產黨を一掃すること能は
ず、反共倒蔣を實行せざれば和平を顯現するを得ず、和平實現せざ
れば即ち我か全國の人民を死より救ふに策なし、焉んそよく復興建
設を企圖し得んや、若しそれ新政權當局と共に協同奮闘することな
くなほ徒に赤化を助長し蔣一人を擁護せんか途に迷ふこそ益々深く
國命傾き國土滅亡せん、その期に至りて脣を噛むも何そ及はん、生
死の關鍵は目前須臾の間にあり、和平の曙光は全國民衆協力の上長
あり、吾人は速かに蹶起して救國の途を計り誓つてこの誓を實踐す
へし

0092

49

0091

三、中華民國政府聯合委員會第三次宣言

一四、一、二四

事變以來時を閱すること十八ヶ月、死傷の慘たる犠牲の大なる史上未だ嘗つて見さる所、寔に兵は凶にして戰は危し寒心に堪へざるなり、この過程に於て日本政府は屢々聲明を發して事態解決の道を示し誠意善隣の義の重きを説かるるに拘らず、容共の國民黨政府は共匪の煽動にかられ友邦の誠意を悟らす中國四億の民衆をして暗澹たる覆亡に向はしめつゝあり、何そ慨嘆に堪へん、昨年十二月二十二日近衛首相の聲明は中日國交の調整根本方針を虛心坦懷に闡明し將來に對する大信念を表示するに足るものなり、其の我國に隣邦敦睦協同防共、經濟提携の三點を期待せるは寔に東亞永遠の平和を維持する原則なり、而してこの三者の實行方針と範圍についても具體的の説明ありその周到なる聲明は實に中國領土の侵略、戰費賠償の意なきのみならず、中國の政權を尊重し、行政の獨立を確保し、更に

進んで治外法權の撤廢及び租界の返還に就ても又考慮を加へられ識慮の深遠なる中日二大民族福祉の始基となすに足る、今春平沼内閣成立するや前内閣と同一の政策を堅持する旨聲明せられ、日本政府の確固たる決意は實に反共、反蔣にあること疑ひなし、本聯合委員會は右日本政府の聲明に對して既に無限の同感を有するものにして黨部要人汪精衛先生も亦最近前非を悔悟し黨部の爲すなきを見、復興の策を圖る和平解決を宣言し以て東亞前途に無窮の安寧を樹立せんとす、惟ふにこれら中國に於ける識者は蔣を援くる者を以て天下の公敵と認めざるなし、然るに黨府一派は今尙覺めず賴み難き外力に驅り、民衆の生命と中國の資源とを蕩盡して餘すところなく喪心病狂ここに至つて極まり、中華民國臨時、維新兩政府は建立以來累次闡明せる如く皆反共救國を宿志となし和平實現を究極の目的となせり、この精神に基き兵禍を終熄せんことを願へり、既にこれに賛同するもの少なからず、今や和平既に曙光を現はし宜しく速かに

外は友邦と友誼を厚くし共匪を除き黨治を廢棄して民衆と共に覺醒せん、本聯合委員會はこの難局に當り將に時期の到來を待ち國家の治をはからんとするものなり、邦人君子願はくは國共一派の宣傳に迷はされず自ら誤り邦を誤ることなく協力一致東亞和平の到達に竭されんことをそれ共にこれを勧めよ、

四 中華民國政府聯合委員第四次會宣言 一四・三・三〇

今や我國新興政權の基礎益々鞏固ならんとす、これ固より各自民衆の熱烈なる支持と友邦の誠意ある提携との賜なり臨時維新兩政權か國民黨政府の批政、惡政を一掃し水火の中より民衆を救ひ再び天日を仰かしむるを得たるは本委員會の誠に欣快とする所なり、蔣介石及其の黨軍閥は國政を恣にし、私利のみ計り毫も人民の苦痛を顧みず、惡逆無道遂に全世界人道の公敵たる共產黨と統一聯邦ど事を構へ人民を塗炭に苦しめ水火滅亡の淵に陥れんとせり、此の秋、天中國を見棄てさりしか時に應して新政權生し順逆成敗の數自ら明かにして黨權の壞滅は指呼の間に迫るの感あり。

然るに英國、ソ聯等の國家は公然と援蔣の策謀を発らし飽く迄東亞民族を犠牲にし以て戰火の延長を計り以てその毒計を遂げんとす、その陰謀惡辣なることこれに越ゆるなし、我國民衆にして既に之等援蔣の關係を察知しこれか排撃を遂行しつつある時に當り強國の雄

0096

0095

REEL No. A-0217

0407

アジア歴史資料センター

たる友邦日本がこれに影響さる所毫も無き事は勿論にして英ソの深謀如何に拘らす兩政府及び友邦日本の防共滅蒋の進行は決して止るものにあらず、本聯合委員會は更にこの趣旨を天下に明示して新政府既定の國策を擁護し、この歴史的大一大危局を救はんとす、斯くして後始めて東亞の曙光は開け、世界の前途は希望に輝くへし、茲に頑迷にして悟らす鶴蚌を争はしめて漁夫の利を計る狡吏共賊平和の惡魔を俱に排撃するになほ一層の努力を拂はざるへからず、特に茲に宣言す

0098

55.

0097

0408

アジア歴史資料センター

五 中華民國政府聯合委員會聲明 一四、三、三〇

臨時、維新兩政府成立の初め齊しく聲明せるか如く、凡そ各國の蔣政權に対する金錢、物資の貸與は一切承認し能はざる所にして、昨年九月兩政府聯合委員會成立に際しても鄭重に聲明せる所なり、當時我國民衆も歐米諸國に通電し蔣政權に對する金錢、物資の供給停止を要請し、然らざるものは我國民の公敵たるべきことを宣言せり、然るに各接蔣勵側は「借力殺人」の計を施し、以て中國を犠牲として東洋平和の實現は彼等にとり不利なるを惧れ益々その毒牙を伸ばして戰期の延長を來し、既に今日迄再三巨額の借款に應したり、今や蔣政權既に瀕死の危機に際し又復英國は一千萬磅の借款を與へたり、其の眞意を計るに之實に財力により重大なる犠牲に對し恬として顧みざるものなり、蔣介石の惡虐非道なる既に人民の公敵にして絶對にその存在を許さざるところ、而して彼の借款供給國か故意に四億の人民

56

REEL No. A-0217

を毒し之を死地に陥れるものに對しては凡そ血氣あるものけ憤激之を仇敵視せざるなし、よつて茲に切實に宣言し事變以來各國と蔣政権との間に結はれたる一切の借款その他契約は一律に無効なる事は素より若し按蔣各國か依然斯の如き反平和行動に出る以上兩政府成立當時聲明せる對第三國友好精神も之を保持するに由なく、既得権益の尊重も又實現し得ざるに至る可きを聲明するものなり、民意の存する處特に茲に宣言す

中華民國臨時政府宣言

一一、一一、一四

國民黨政柄を藉據して民衆を躊躇する事十有餘年災禍洩りに臻り稅効苛細、内に民生を剝奪して虐政相踵き時に大地日に崩れ反復して共黨を容納す、倒行逆施して、社稷の將に顛覆する事を顧みず、猶且恬として恥を知らず、共黨の姦詐を拾ひて「黨權は一切の上にあり」の邪説を唱へ國家を私す、遂に黨を隣邦に權へ同種相食む、口に魚土抗戰を呼號するも百戰百敗、數月を経ずして國都を喪ひ省市の半數を喪ふ、夫れ既に内容の朽腐を知らば何ぞそれそ輕卒に干戈を動かす又既に戰備十年にして如何して斯くも脆きや、頻年国防を名に託して消耗せし金錢幾十億に達するや測り知るへからず、若し正途に用ふれば斯かる摧枯拉朽に至らざるへし、而かも其の大部分を着服せしは審核を俟たずして明かなり、彼等は廉潔を標榜すれど實は金を外國に運び名を化して貯金となしある事公然の秘密なり、

又正義に廉恥を偶道するも魑魅魍魎公然として出て要路を盤踞し網紀を蕩然せしめ加ふるに公論を撲滅し黑白を顛倒し廣く狂犬を銅ひ正人を狙殺せし事十有餘年來の事實たり、今や首都既に喪ひて憤慨として逃遁し自ら收拾すること能はず、同胞の生命何處にか託せんや

茲に同人相謀りて中華民國二十六年十二月二十六日北京に於て臨時政府を樹立す、志は民主國家を回復し汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶對に共産主義を排除するにあり、產業を開發し民生を向上するにあり、糧食を制定し中外相安んせしむるにあり、凡て從前政府の對外事務にして既に國民に公にしたるものは吾人之に代りて一切の義務を負ふ、萬惡の國民政府宜しく容共の非を悟り民衆を諭せし罪を陳謝し又引咎下野して人民に政權を還すへし、若し頑として大言壯語なほ止めずして其の罪を掩はんか陞沈の禍は形容すへからざるものあり、

以上の如く國民黨の政策悉く誤れるも國民黨中にも老成碩望の士に乏しからず、吾等と同じ心理を有する者あり、吾人は初めより區域分別の見解を有せず諸公光臨せられなば共に大局支持に當らんとす要するに東亞の同志なるか故に決して一率に排斥するの意なし、天下は公器なるを以て一黨一派の壘斷を許さず、區々たる心は天日に書ふへし、同人は世變に飽經し垂暮の年にて何等の企圖なし、但し中國人として俎餚の手により祖國の漸せらるを見るに忍ひず故に暫し立ち上りて大難を冒して其の所信を遂行するものなり、然し將來に於て國家の政治軌道に復歸すれば吾等は相携へて郷里に歸るへし茲に宣言す

中華民國二十六年十二月十四日

中華民國臨時政府

60

0102

59

0101

REEL No. A-0217

0410

アジア歴史資料センター